

計 画 の 趣 旨

1 計画策定の趣旨

本格的な人口減少・超高齢社会を迎えるなど、本県を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中、県民が安全で安心して暮らせる社会の実現を図るためには、身近な問題である交通安全の確保が重要な要素になっています。

これまでも、交通安全対策基本法に基づき昭和46年以降、9次にわたり「福井県交通安全計画」を策定し、官民一体となって交通安全対策を強力に推進してきました。

しかしながら、依然として県内の交通情勢は厳しく、更なる対策の推進が必要となっており、人命尊重の理念に基づき、また、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも考慮して、究極的には交通事故のない社会をつくらなければなりません。

そこで、交通死亡事故を減少させるとともに、人身事故の減少の定着化を図り、「安全で安心な交通安全福井」の実現を目指すために本計画を策定します。

2 計画の性格

この計画は、国の第10次交通安全基本計画に基づき、福井県交通安全対策会議が策定するもので、福井県および福井県を管轄する国の指定行政機関等が講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものです。

また、市町が策定する交通安全計画の指針となるものです。

3 計画の期間

計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

関係行政機関においては、この計画に基づき、交通情勢や地域の実態に即した交通の安全に関する諸施策を具体的に定め、これを強力に実施して、安全・安心な県民生活の実現に努めるものとします。